

近畿農政局施設機械工事共通事項書

令和5年9月

近畿農政局農村振興部設計課

第1節 総 則

1－1－1 適 用

1. 近畿農政局施設機械工事共通事項書（以下「共通事項書」という。）は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に対する追加事項を示したものである。
2. 特別仕様書、共通事項書に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けるものとする。

1－1－2 用語の定義

共通事項書における用語の定義は、共通仕様書に定めるところによる。

第2節 共通記載事項

1. 現場技術員

共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する場合は、氏名等について監督職員から通知する。

2. 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（4）写真の納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（5）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 配置予定管理技術者等の専任期間

- (1) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
- (4) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括監理することができる。

5. ワンデーレスponsの実施

全ての工事においてワンデーレスponsを実施する。

「ワンデーレスpons」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置する。

現場代理人等の受注者代表は、次の事項を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、発注者が受注者に設計の考え方、工事工程表、施工条件等を説明し、共有を図る工事円滑化会議（工事契約後）を開催するものとする。

なお、参加者は、受注者にあっては、現場代理人及びその他関係者、発注者にあっては、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員を基本とするが、詳細の開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工事着手時）

工事着手時および新工種発生時等、受注者と発注者が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議（工事着手時）を開催するものとする。

なお、参加者は、受注者にあっては、現場代理人及び受注者幹部、発注者にあっては、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員を基本とするが、詳細の開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、受注者と発注者が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、参加者は、受注者にあっては、現場代理人及び受注者幹部、発注者にあっては、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員を基本とするが、詳細の開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議【支出負担行為担当官（近畿農政局長）契約工事の場合】

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、受注者にあっては、現場代理人及び受注会社幹部、発注者にあっては、各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督

員及び監督員が参加し、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記6.(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合がある。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議（工事契約後）、工事円滑化会議（工事着手時）、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境（快適トイレ）の整備

誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備を行うものとする。

なお、快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、設置しないことができる。

(1) 内容

現場に設置する快適トイレは以下のア～サの仕様を満たすことを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擾音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上することとする。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ただし、「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなど、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性がある場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 週休2日制の促進

- (1) 週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

□週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

□若手（40歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考查項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

□休日の確保を行った。

□その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

□工程管理に係る積極的な取組が見られた。

□その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定査定項目「法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9. アスファルト混合物事前審査制度

(1) 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出できるものとする。

この場合、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練りを省略することが出来る。

(2) 事前審査制度認定書による場合の品質管理は以下のとおりとする。

工種	区分	試験項目	試験基準
アスファルト	材料	土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
	プラント	配合試験	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による。（注1）
		温度測定（アスファルト、骨材、混合物）	
		基準密度の決定	事前審査による認定書提出

（注1）監督職員の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）の状況に応じ、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うものとする。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。なお、暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、WBGT

25以上を観測した日を真夏日と見なすが、暑さ指数（WBGT）を°C表示で整理しても構わない。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

(3) 真夏日の確認方法については、環境省の熱中症予防情報サイトにおける施工現場の最寄り地点のWBGTを用いる。[\(URL:\[http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php\]\(http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php\)\)](http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (4) 受注者は、工事着手前に工事期間中における真夏日の確認方法及び確認結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (5) 受注者は、監督職員へ確認結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された確認結果の資料を基に工期中の日最高値から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{ (補正係数)}$$

11. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）

- (1) 請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、発注者において公表するものとする。
- (3) 特別仕様書において施工箇所が点在する工事の適用について明示されている場合は、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象としない。

12. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- (1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症（同感染拡大防止に起因する事由を含む）に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確

実に履行しなければならない。

- ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入又はリース費用
- ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入又はリース費用
- ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材及び通信費
- ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用